

京都府公報

号外 第39号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則
○京都府会計規則の一部を改正する規則 (会計課) ^{ページ} 1

告 示
○京都府商店街創生センター総合支援事業
費補助金交付要綱の一部を改正する告示
(中小企業総合支援課) 1

規 則

京都府会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第33号

京都府会計規則の一部を改正する規則

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)の一部

を次のように改正する。

附則第9項を次のように改める。

(前金払の特例)

9 当分の間、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の感染を防止するための協力の要請に応じることに伴って支払われる経費で知事が定めるものについては、前金払をすることができる。

附則第10項から第25項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第451号

京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱(平成10年京都府告示第411号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱

第1条中「地域の特色を生かした商店街等の総合的な振興を図るため、」を「新しい商店街づくり(商店街等と地域との活性化を図るため、地域の課題の解決に資する多様な機能を有する商店街等の形成及び当該商店街等の活性化を担う人材の育成その他の商店街等の活性化に向けた仕組みづくり等の促進を図ることをいう。)を総合的に推進するため、

新しい商店街づくり総合支援事業（地域課題解決コミュニティ活性化事業、商店街に関わる人材育成交流促進事業、商店街にぎわい施設・設備整備事業及び地域消費拡大事業をいう。）を実施する」に、「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「要綱」を「告示」に改め、同条第2号タを削り、同号チ中「特定非営利活動法人」を「商店街運営等特定非営利活動法人（特定非営利活動法人）」に改め、「いう」の右に「。以下同じ。」であって、商店街等において当該商店街等の運営又は管理に関する事業活動を行うことを定款に定めているものをいう」を加え、同号中チをタとし、その次に次のように加える。

チ まちづくり事業者（地域の特色を生かした商店街等の活性化を図る事業を行う事業者で、知事が別に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）

第2条第4号及び第5号を削る。

第5条の見出しを「(交付の申請)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第10条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(収益納付)

第11条 知事は、第8条の規定による報告により、補助事業者に当該補助事業の成果による事業化等により収益が生じたとき認めるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

第8条中「第17条に規定する」を「第17条第1項及び第2項並びに前条第2項の規定による」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(事業の効果の報告)

第8条 別表の1の項の(3)の補助事業を実施した補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度以後5年度の各年度の事業の実施の効果について、それぞれの年度の翌年度の4月1日から4月30日までの間に、別に定める様式により知事に報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める様式により知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

別表の1の項及び2の項を次のように改める。

1 地域課題解決コミュニティ活性化事業	(1) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従って行われるもの(2)及び(3)に該当するものを除く。	商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、事業実行委員会、商店街運営等特定非営利活動法人その他知事が適当と認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料(店舗の賃借料にあっては、6月間の賃借に係るものを限度とする。)、委託料、工事費、修繕費又は備品購入費	3分の2以内	200万円
	(2) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために2以上の商店街団体等又は1以上の商店街団体等と1以上の特定非営利活動法	商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料(店舗の賃借料にあっては、6月間の賃借に係るものを限度とする。)、委託料、工事費、修繕費又	3分の2以内	500万円

	人（商店街運営等特定非営利活動法人を除く。）とが連携して行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従い、空き店舗等の活用等により行われるもの	の	は備品購入費		
	(3) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題解決のために行う事業であって、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱（令和3年3月29日付け20210222財中第8号）第3条に定める間接補助事業者が行うもの	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、任意団体、商店街組合、商工組合連合会、商店街運営等特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	謝金、旅費、会議費、施設整備費、施設・設備の撤去に係る経費、店舗等賃借料、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、委託費、外注費、通信運搬費その他知事が適当と認めるもの	4分の3以内	3,000万円
2	商店街に関わる人材育成交流促進事業 地域の特色を生かした商店街等の活性化を担う人材の育成に資すると知事が認めるもの	商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商店街組合、特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料（店舗の賃借料にあっては、6月間の賃借に係るものを限度とする。）又は委託料	10分の10以内	20万円

別表の3の項中「商店街組合」の右に「、商店街運営等特定非営利活動法人」を加え、「2,000千円」を「200万円」に、「200千円」を「20万円」に改め、同表の4の項を削り、同表の5の項中「その他」を「、商店街運営等特定非営利活動法人その他」に改め、同表中同項を4の項とし、6の項を削る。

附 則

この告示は、令和3年8月6日から施行し、この告示による改正後の京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。